

令和元年度第3回成田市防犯まちづくり推進協議会概要

1 開催日時

令和2年2月18日（火）午後3時00分～午後3時50分

2 開催場所

成田市花崎町760番地

成田市役所 議会棟3階 第二応接室

3 出席者

（委員）16名

中條会長，高仲副会長，勝田委員，佐瀬委員，齊藤委員，石川委員，
佐藤委員，國本委員，泉委員，山本委員，井上委員，日高委員，
石川委員，野尻委員，石田委員及び武田委員

（事務局）7名

加瀬林市民生活部長，久能交通防犯課長，中清水交通防犯課主幹，
坂上交通防犯課係長，松田交通防犯課主査，佐藤交通防犯課主査，
畑田交通防犯課主事

4 議題

- （1）第4次成田市防犯まちづくり推進計画（案）について
- （2）成田市防犯まちづくり推進協議会表彰について
- （3）犯罪抑止重点地区の見直しについて
- （4）街頭防犯カメラの設置について
- （5）その他

5 議事（要旨）

- （1）第4次成田市防犯まちづくり推進計画（案）について

【事務局提案】

議題（1）については，前回の協議会後に行ったパブリックコメントの結果及び修正箇所についての報告を行った。

具体的には，第1章「計画の基本的事項」で「成田市総合計画 NARITA みらいプラン」との関係を見やすく整理した点，第4章「計画の基本方向」で計画の基本目標を明示，強調した点，前回は第5章「施策の展開」の冒頭で説明していた「犯罪機会論」の考え方を，犯罪を防ぐための基本的な方針として，第4章の計画概念図の前に掲載した点，同じく第4章「成果指標の設定」の内「人口1万人当たりの犯罪発生件数」について，前回指摘のあった地域差の問題や，犯罪7罪種が増加している現状を踏まえ，現状から年間3パーセントずつ減らし，目

標値を「80」に据え置くこととした点などについて説明した。

また、第5章「施策の展開」では、個別施策2-(3)「事業者等への犯罪抑止対策の働きかけ」について、協力事業者を再確認し、実績値を修正した点、個別施策4-(2)「防犯カメラ等の設置管理」で、ドライブレコーダー搭載車増加による犯罪抑止効果の追記した点、個別施策4-(6)「学校・保育園等における安全対策」では、「不審者侵入対策講習の実施」としていた文言を、より実際的な「不審者対策訓練の実施」と改めた点、などを説明。更に、個別施策3-(3)「高齢者等を標的とした犯罪への対策」について、以前、電話de詐欺対策として「注意喚起のシールを作って電話機に貼ってもらってはどうか」という意見を受けたため、1月25日に開催した防犯まちづくり講演会で、来場者の方に「振り込め詐欺防止プレート」を配布したことを紹介した。

その他として、「防犯設備士資格の取得を推進してはどうか」との意見があったが、専門的な資格であり、当該資格の普及より、資格者のご意見を拝聴していく方が現実的であるとの判断から、施策には取り上げなかったため、引き続き専門的な視点から意見をいただくよう依頼するとともに、本修正案を令和元年12月16日から令和2年1月15日までの間でパブリックコメントを実施したが、意見等がなかったことを報告した。

【委員からの意見】

- 議 長：では、以上の説明について、委員からの意見はあるか。
事務局からは、「人口1万人当たりの犯罪発生件数」について、現状等を踏まえて目標値を据え置く案が出されたが、異議や意見等はないか。
- 委 員：異議なし。
- 議 長：その他意見等はないか。無い場合、本案を承認してよいか。
- 委 員：異議なし。
- 議 長：異議がないため、「第4次成田市防犯まちづくり推進計画」については承認する。事務局から今後の予定等について何かあるか。
- 事務局：それでは、ただ今「第4次成田市防犯まちづくり推進計画」について協議いただいたことをもって諮問とさせていただきます。後日、会長からの答申をいただきたい。
- 議 長：承知した。
では、引き続き議事2番目、「成田市防犯まちづくり推進協

議会表彰について」の説明を事務局に求める。

【事務局提案】

「成田市防犯まちづくり推進協議会表彰」について、本協議会で、成田市防犯まちづくり推進計画の施策に協力し、顕著な功績及び継続して5年以上の活動実績のある個人又は団体に対し行うものであることを説明。

事務局から、警察官OBである防犯まちづくり指導員とともに巡回活動やパトロールなどを行い、市内の防犯活動を推進する「地域防犯推進員」の内、「表彰候補者選考基準」を満たしている4名の候補者と、自主防犯活動団体に属する方々から4名の候補者について提案を行う。また、団体表彰としては、継続して8年以上の活動を行い、通算400回以上の実績のある候補基準を満たした2団体について提案を行う。また、本協議会で承認された場合には、7月に開催を予定している「令和2年度第1回成田市防犯まちづくり推進協議会」において、当協議会の会長から表彰状の授与を行うことを説明する。

【委員からの意見】

議 長：では、以上の説明について、委員からの意見はあるか。

委 員：異議なし。

議 長：異議がないため、「成田市防犯まちづくり推進協議会表彰」については承認する。

引き続き議事3番目、「犯罪抑止重点地区の見直しについて」の説明を事務局に求める。

【事務局提案】

「犯罪抑止重点地区の見直しについて」、第2次推進計画で、街頭犯罪多発地区等を指定するとともに、主な罪種である「自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、ひったくり、部品ねらい、自販機ねらい」の7種に限定して検証を行った点、また、第3次推進計画では、犯罪情勢に大きな変化が見られる等、見直しの必要が生じた際には当協議会で審議することを定めた旨を説明した。

次に、犯罪発生率を表す指標である「人口1万人当たりの犯罪発生件数」が前年より大幅に減少し、第3次推進計画で定めていた目標値を大きく上回っている状況や、字ごとの発生状況では、現在犯罪抑止重点地区となっている公津の杜4丁目、馬橋、ウイング土屋、花崎町が依然として上位を占めている状況であり、その内ウイング土屋では発生件数が増加していることから、引き続き、公津の杜4丁目（京成公津の杜駅の周辺）、成田駅周辺及び成田山表参道周辺、ウイング土屋の3地区を、

犯罪抑止重点地区として各種防犯対策を講じていくことを提案。

なお、自転車盗が多く発生している猿山地区については、令和2年度の街頭防犯カメラの設置候補箇所として、この後の議事で諮ること、及び、住宅地が多い並木町などについては、犯罪抑止重点地区に指定することで犯罪が多く発生している地区であるといったイメージが持たれ、地区に住んでいる方やこれから住もうとしている方への悪影響などを考慮し、重点地区とはしないこと等を提案した。

【委員からの意見】

議長：では、以上の説明について、委員からの意見はあるか。

委員：異議なし。

議長：異議がないため、「犯罪抑止重点地区の見直しについて」は承認する。引き続き議事4番目、「令和2年度街頭防犯カメラの設置について」の説明を事務局に求める。

【事務局提案】

「街頭防犯カメラの設置について」、令和2年度から開始される第4次防犯まちづくり推進計画では、更新を含む5台の設置を目標としているが、街頭防犯カメラの設置については、電源の確保が困難な場合や、地域住民の同意が得られない場合など、予定箇所に設置できないことも想定されることから、設置予定台数より多い10か所を提案していることを説明。提案箇所については、区や自治会などから設置の要望があった箇所も踏まえ、成田警察署と協議し、必要性が高いと判断した箇所や、設置による犯罪の抑止効果が高いと見込まれる箇所として、犯罪抑止重点地区のウイング土屋、自転車盗が多い地区のJR滑河駅前駐輪場、自動車盗などの事件の際、犯人の逃走経路として利用される可能性が高い箇所の長豊橋交差点、成田市体育館入口交差点、加良部4丁目交差点、過去に空き巣事件等があり、地区要望のあった関戸を提案した。

また、第4次まちづくり推進計画の中では、更新も含めた5台設置を目標としているが、一般的な防犯カメラの耐用年数が5～6年と言われていた中、参道の防犯カメラは10年以上前から設置されているものも多数あることから、計画的に更新していくことを提案した。

なお、警察では、令和2年度に、成田駅・公津の杜駅周辺で10台の防犯カメラを設置する予定であるが、平成30年7月の当協議会において承認を得ていた困護台2丁目の交差点は、警察設置予定箇所に近いことから設置箇所から除外することを併せて報告した。

【委員からの意見】

議 長：では、以上の説明について、委員からの意見を聞く前に、資料内容の確認をしたい。資料にある丸印については、既存の防犯カメラを意味しているのか。

事 務 局：そのとおりである。

議 長：既存のカメラは、市と警察、いずれの組織が管理しているものか。

事 務 局：市が管理しているもののみである。

井上委員：防犯カメラは、今回から更新を始めるとのことだが、更新と設置を含めて5台となれば、設置できる台数が限られる。市としてその点をどのように考えるのか。

事 務 局：市内で市が管理する防犯カメラは90台ある。限りある予算内で、更新と新規設置を行っていききたい。

井上委員：今年度は、老朽化対応もあるため致し方ないが、更新と新規設置を合わせて5台の予算では、90台の既存カメラの更新のみで消費されてしまう。防犯に効果的な防犯カメラの台数を増やすためにも、次回の計画からは、予算を含めての再検討を願いたい。

事 務 局：次回に向けて検討する。

議 長：その他意見等はないか。無い場合、本案を承認してよいか。

委 員：異議なし。

議 長：異議がないため、「令和2年度街頭防犯カメラ設置個所（案）について」承認する。

続いて、議事5番目「その他」として、各委員から「防犯まちづくり」全般に関して、意見、報告などはあるか。

武田委員：事務局への要望である。以前の会議で、自主的な防犯活動をする地域のボランティアのモチベーションを保つ困難さが話題となったが、市が広報誌で、ボランティアの活動を写真付きで紹介してはどうか。市民にとっては、防犯活動の周知や防犯意識の啓発に繋がり、ボランティアにとっては、自らの活動が広報されることで、モチベーションを保つ効果が期待される。

事 務 局：検討したい。

その他意見等はなく，委員から出された意見等を事務局で吟味することとなり，議事終了となった。

6 報告事項

【事務局より】

- ・区・自治会等が負担した費用について，一定額の補助金を交付することを定めた「成田市防犯灯設置費及び維持管理費補助金交付規則」について，令和元年台風第15号，19号及び同年10月25日の大雨による被害の甚大さに鑑み，区・自治会等の負担をなくし，補助金に係る補助割合を10割とするため，附則に「令和元年台風第15号等による災害に係る補助金の特例」を加えた旨を報告。
- ・現在老朽化が進んでいる市が管理する防犯灯について，灯具の落下や専用の柱の倒壊などがないよう安全面に配慮するとともに，低消費電力による省エネルギー化及びCO2排出量削減を図るため，一括してLED灯への更新を実施中であり，今年度末に完了予定であることを報告。
また，区・自治会等が管理する防犯灯については，現在，補助制度の中でLED灯への交換設置を促進しているが，灯数が多く，水銀灯の製造停止も迫っていることから，今後は，設置基準及び設置方法の見直しも併せて，効果的で経済的なLED化の方策を検討していきたいと説明。
- ・今年度設置する防犯カメラは，昨年度本協議会で承認された5箇所に，予定どおり設置され，3月からの運用開始を予定していることを報告。

7 傍聴

傍聴者2名

8 次回開催日時（予定）

令和2年7月